# (仮称) 掛川市犯罪被害者等支援条例骨子(素案)

## 1 (仮称)掛川市犯罪被害者等支援条例を制定しようとする背景と目的

犯罪等により被害を受けた方、その家族、遺族(犯罪被害者等)は、身体や財産と言った直接的な被害だけではなく、被害後の精神的ショックや周囲の人々の配慮に欠けた対応によるストレス等様々な困難に長く苦しめられています。これにより、生活上の困難なども起こり、社会的に孤立してしまうなど、犯罪被害者等への支援の仕組みが確立していなかったため、十分な支援が受けられずにいました。

平成 16 年 12 月に「犯罪被害者等基本法」が制定され、同法第5条では地方公共団体の責務 として「地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役 割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を 有する。」こととされています。

犯罪被害者等が再び平穏な生活を送れるようになるためには、身近な行政機関として市民の日常生活を支える様々な施策を展開している本市の果たす役割は大きく、犯罪被害者等に特化した条例を整備することにより、従来の市民サービスをはじめ基本的な支援を確実に行うことが可能となります。

このように、犯罪被害者等を総合的に支援する体制を構築し、犯罪被害者等の心に寄り添い、 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、市民が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与 することを目的に「(仮称)掛川市犯罪被害者等支援条例」を制定いたします。

### 2 定義

この条例では、用語の意義を次のとり定めます。

#### (1) 犯罪等

犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。

### (2) 犯罪被害者等

犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。

### (3) 市民

本市において住民基本台帳に記録されている者をいう。

#### (4) 市民等

市民並びに市内に居住する者、勤務する者及び在学する者並びにこれらの者が組織する団体で市内に所在地を有するものをいう。

## (5) 事業者等

市内において事業活動を行うもの及びその団体をいう。

#### (6) 関係機関等

国、静岡県、その他の地方公共団体の機関及び犯罪被害者等の支援に係る民間の団体 をいう。

# (7) 犯罪被害者等支援

犯罪被害者等の被害を回復させ、又は軽減させ、再び平穏な日常生活を営むことがで

きるようにするための取組をいう。

# (8) 二次被害

犯罪被害者等が犯罪等によって被った害の後に、周囲の者の無理解又は配慮に欠ける 言動、マスメディアによる報道及びインターネットを通じて行われる誹謗中傷等により 受けるプライバシーの侵害、名誉の毀損、精神的苦痛、心身の変調、経済的損失等の被 害をいう。

#### (9) 再被害

犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける被害をいう。

#### 3 基本理念

犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を以下のように定めます。

- (1) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の人としての尊厳が重んぜられるよう配慮して行わなければならない。
- (2) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な日常生活を営む ことができるようになるまでの間、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害 者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく行われなければ ならない。
- (3) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の名誉又は平穏な日常生活を害することとならないよう、二次被害及び再被害の発生の防止について十分配慮して行われなければならない。
- (4) 犯罪被害者等支援は、関係機関等と相互に連携協力することにより推進するものとする。

#### 4 市、市民等、事業者等の青務

### (1) 市の責務

- ① 市は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施するものとします。
- ② 市は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう関係機関等と連携し、協力します。

#### (2) 市民等の責務

市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の尊厳、犯罪被害者等の置かれている 状況及び犯罪被害者等への支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の名誉、プ ライバシー及び生活の平穏を害する等により二次被害を与えることのないように十分配慮 するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等支援施策について協力するよう努め るものとします。

#### (3) 事業者等の責務

① 事業者等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の尊厳、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等への支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の名誉、プライバシー及び生活の平穏を害する等により二次被害を与えることのないように十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等支援施策について協力するよ

う努めるものとします。

② 事業者等は、その雇用する者が犯罪被害者等になったときは、当該犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続きに適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について十分配慮するよう努めなければならない。

#### 5 犯罪被害者等支援計画

市は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための支援に関する基本的な計画を定めるものとします。

#### 6 相談及び情報提供

- (1) 市は、犯罪被害者等支援を行うための総合的な窓口を設置するものとします。
- (2) 市は、総合的な窓口において、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の相談を受け付け、 犯罪被害者等の状況その他の事情に応じて、支援制度、関係機関等の情報を提供するもの とします。
- (3) 市は、犯罪被害者等から得た情報について、第三者等に漏えい等することのないよう、 厳重に取り扱うものとします。

#### 7 付添い及び申請手続の補助

- (1) 市は、犯罪被害者等である市民が移動する場合において、必要と判断したときは、その申出によりその移動に付き添うことができるものとします。
- (2) 市は、犯罪被害者等である市民がその支援に関する申請等を行う場合、その申出により 必要に応じて手続を補助することに努めるものとします。

#### 8 物品貸与

市は、犯罪被害者等である市民が生活する上で必要になると判断した物品を貸与することが できるものとします。

#### 9 見舞金の給付

市は、犯罪被害者等である市民に対し、被害の程度に応じた見舞金を給付することができる ものとします。

## 10 見舞金の給付制限

見舞金は、犯罪被害者等である市民が次に掲げる事項に該当する場合には、その給付を受けることができません。

- (1) 犯罪被害者等が、不法な目的をもって犯罪被害を受けた場合。
- (2) 上記(1)のほか犯罪被害者等と加害者の関係その他当該犯罪被害が発生した総合的な事情から、見舞金を給付することが適切でないと市長が判断した場合。

## 11 見舞金の返還

虚偽若しくは不正な手段により見舞金の給付を受けた者又は見舞金の給付を受けた者で、見舞金の給付制限に該当することが判明したものは、当該見舞金を市長に返還しなければなりません。

## 12 日常生活の支援

市は、犯罪被害者等である市民が平穏な日常生活を取り戻すために必要と認める支援を行う ことができるものとします。

#### 13 一時保護

- (1) 市は、犯罪被害者等の状況から、平穏な日常生活を送ることに重大な支障があると判断した場合には、犯罪被害者等を一時的に保護します。
- (2) 上記(1) の場合において、市は、関係機関等による一時保護が適切であると判断した場合は、遅滞なく関係機関にその要請をします。

## 14 住居支援

市は、犯罪被害者等である市民に対し、市営住宅(掛川市営住宅管理条例(平成 17 年掛川市条例第 144 号) 第2条第3号に規定する市営住宅をいう。) を提供することができるものとします。

## 15 犯罪被害者等に関する情報の保護

市は、犯罪被害者等に関する犯罪被害の態様及び支援の内容その他犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を阻害するおそれのある情報を当該犯罪被害者等支援に関わらない者に対して、提供してはならないものとします。

## 16 基本的支援体制の整備

市は、犯罪被害者等に対して必要な支援が行えるよう、総合的かつ効果的な支援体制の整備に必要な措置を講ずるものとします。

#### 17 人材の育成

市は、犯罪被害者等が二次被害を受けることなく、適切な支援を受けることができるよう、 市の職員、その他の関係者に対し、犯罪被害者等支援に係る研修の実施その他の必要な施策を 講ずるものとする。

#### 18 関係機関等との連携協力

市は、関係機関等と連携協力して犯罪被害者等の支援体制を構築する措置を講ずるものとします。

# 19 理解の促進

市は、教育活動、広報活動、啓発活動等を通じて、犯罪被害者等の人権、名誉及び平穏な日常生活への配慮の重要性等に関する理解を深めるために必要な措置を講ずるものとします。

## 20 支援の制限

市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができるものとします。

# 21 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

# 22 施行日

令和4年4月1日